

山梨県広域入所受入保育施設整備促進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県広域入所受入保育施設整備促進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、国庫補助事業を利用して、市町村が山梨県広域入所受入保育施設整備促進事業実施要綱(平成26年3月27日福祉保健部長通知。以下「実施要綱」という。)に基づき広域入所優先保育所を整備する際の経費の一部を、予算の範囲内で補助し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助の対象)

第3条 この補助金は、国庫補助事業を利用して、市町村が実施要綱に基づき実施する広域入所優先保育所を整備する事業に交付する。

(補助の種目等)

第4条 この補助金の補助対象経費及び補助額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 市町村長は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による申請書及び実施要綱に定める資料を別に指定する日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、提出された申請書の内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、様式第2号により交付決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

(変更申請の手続き)

第7条 補助金の交付決定後の内容の変更(軽微な変更を除く。)または中止(廃止)をしようとするときは、様式第3号による補助金事業変更・中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、

その承認を受けなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第8条 第7条に規定する軽微な変更は、補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ事業計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない変更とする。

(補助金の交付)

第9条 この補助金は、事業完了後、実績に基づき交付する。

(実績報告)

第10条 市町村長は、当該事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日または交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、様式第4号による事業実績報告書に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第11条 事業実施法人は、補助事業により整備した、又は効用の増加した不動産及びその従物(以下「整備財産等」という。)については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して別に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けないで、整備財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 事業実施法人は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第5号)を提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち整備財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を市町村から返還させるものとする。

(書類の保管)

第12条 補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、事業完了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

附則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表

補助区分	補助対象経費及び補助額
広域入所優先 保育所整備	市町村が実施主体として決定した事業実施法人が国庫補助事業を利用して広域入所優先保育所を整備する際、国庫補助事業における補助割合に基づき市町村が負担する整備費用のうち、1/2(千円未満切り捨て)を補助する。ただし、補助額の上限を1件あたり1,500万円とする。